

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

～わたしたちは、いじめをしない、させない、見逃さない～



高島市立高島中学校

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方 1～2

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの定義（法第2条より）
- 4 いじめの認知
- 5 いじめの解消の要件

II 学校における施策 3

- 1 学校の基本施策
- 2 学校の取組
- 3 いじめの防止等の対策のための組織
- 4 行動計画および年間計画
- 5 重大な事態への対処
- 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

（別添1） 学校の取組 4

- 1 学校の取組
 - （1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり
 - （2）いじめの防止と早期発見
 - （3）いじめが疑われる事案への対処
 - （4）いじめの解消に向けた取組
 - （5）職員研修の充実
- 2 家庭との連携
 - （1）保護者と学校が一体となった学校づくり
 - （2）いじめへの対応
- 3 地域との連携
 - （1）学校運営協議会との連携
 - （2）地域への働きかけ

（別添2） いじめの防止等の対策のための組織 7

（別添3） 行動計画および年間計画 8～9

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。その子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代であろうとも、社会全体の願いである。

子どもは人と人とのかかわりの中で、自己の特性や可能性を認識しながら、一方で他者の長所等を発見する。したがって、互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場において、多様性を寛容せず、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめの温床ともなりかねない。

したがって、子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来への希望や生きる希望すら失わせかねない深刻な影響を与えるものであるとの認識に立つ必要がある。

つまり、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、生徒の命と人権を保障するために、学校・地域・家庭・その他関係者の連携の下、教職員が一丸となって、いじめの問題の克服に向けて取り組むこととする。そのための指針として、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日策定 平成29年3月14日改定）の内容、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の理念や目的等を踏まえ、基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはどの集団でも、どの学校でも、また、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害事案である。そこで、いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。したがって、いじめは、いかなる理由があっても絶対にしてはいけないという信念のもと、厳しくかつ粘り強く指導にあたるべきである。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（法第2条より）

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾、スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。加えて、けんかやふざけあいを装ったいじめもあるため、その背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、生徒に悪意はなかったことを十分考慮したうえで対応する必要がある。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪して良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、どんな場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告し、適切な指導・支援方針や方策について検討することが必要である。

また、「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに子ども家庭相談センターや警察に通告または通報することが必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談・通告または通報して、連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの解消の要件

いじめの解消については、次の2要件を満たしていることが必要である。

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月止んでいる。
- ② 心身の苦痛を感じていないことを本人および保護者に面談等で確認する。

II 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育および人権教育、特別活動等のいじめの防止に係る取組の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援、③いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。加えて、いじめが触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには警察等と連携して対処するものとする。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。(詳細は別添1に記載する)

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、およびいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。(詳細は別添2に記載する)

4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成し、推進することとする。(詳細は別添3に記載する)

また、必要に応じて、いじめ防止対策委員会において見直し、職員に周知する。

5 重大な事態への対処

重大な事態(法28条)への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会において検討し、必要に応じて修正したうえで職員に周知する。

（別添Ⅰ） 学校の取組

Ⅰ 学校の取組

（Ⅰ） 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

① 正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、時機を逸せず、毅然とした態度と受容する心で指導支援し、豊かな情操と道徳心、人権を尊重する心と態度を育成する。

② わかる授業、魅力ある授業の創造

生徒指導の三機能の働く授業づくりをすすめ、すべての生徒の意欲と学力の向上を図る。

③ 道徳教育および人権教育、特別活動の充実

道徳教育および人権教育の充実を図り、正義感や思いやり、友情、寛容さを育む。また、特別活動において、「いじめを見抜き、正しく対処する力」（インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む）や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。

④ 認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いに気づき、多様性を認め合い、互いに支え合うことができる学級や集団づくりに努める。

⑤ 生徒との信頼関係づくり

全ての教職員が日頃からあらゆる機会をとらえて、積極的に生徒とコミュニケーションを図るなどして、信頼関係づくりに努める。

⑥ 生徒による主体的な活動の展開

学級活動や生徒会活動等において、いじめ防止にかかる取組を行うなど、生徒による主体的な活動の場を設定することで、子どもたち自らが問題解決を図る力を育てる。

（Ⅱ） いじめの防止と早期発見

① 些細な変化を見逃さない取組

生徒の些細な変化を見逃さないように、日常的に生徒とのコミュニケーションに努める。また、定期的に教職員間の情報交換を行うことで、個々の生徒の変化や学級、部活動、友人関係における変化を共有・記録し、組織的対応につなげる。

② 生徒・保護者へのアンケートの実施

全ての生徒と保護者に対して、定期的に、アンケートを実施することで、いじめをはじめとする生徒の悩みや訴えを早期に把握する。そして、それを校内で共有し、組織的な対応を通して解決を図る。

③ 教育相談の実施

毎学期、教育相談期間を設けて実施する。また、生徒の状況に応じて、随時行うものとする。その際、学級担任だけでなく学年所属教員や授業担当教員、部活動顧問など、あらゆる教員が生徒を支援する体制づくりに努める。

④ 定期的な情報交換会等の実施

毎月、1回以上、共有の場を設けて、全教職員が気になる生徒の状況等について情報を共有する。その際、指導支援の方針および方策も含めて共有することに留意する。

(3) いじめが疑われる事案への対処

① 組織的な対応の徹底

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備するとともに、組織としていじめを認知し、対応する。

② 集団への働きかけ

いじめに対して、観衆や傍観者となった生徒をはじめ、全ての生徒に対して、学級や集会等で、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための指導を行う。

③ スクールカウンセラーや各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーや教育委員会、各関係機関との連携を緊密に図るとともに、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。また、いじめ事案への対応後も、その推移を報告・連絡・相談し、適切にサポートとケアが図れるようにする。

④ 「いじめ問題指導支援記録簿」を運用、活用する。

当該記録簿等に基づき、学校間および学年間において適切な引き継ぎを行い、切れ目のない指導支援に努める。

(4) いじめの解消に向けた取組

いじめ事案が生じたときは、被害生徒の思いを丁寧に聴き取り、受け止めるとともに、客観的かつ詳細な事実確認に基づき、直ちに適切な対応を行う。そして、関係する生徒やその保護者が安心して学校生活が送れるよう解消に向けた取組を進める。

- ① 被害生徒やその保護者の立場に立ち、その思いや願いを誠実に受け止めるとともに、客観的かつ詳細に事実確認を行う。
- ② 事案の把握後は、直ちにいじめ防止対策委員会を開催して情報共有するとともに、解消のための方針や方策、職員の役割等を決定し対応する。
- ③ いじめが解消するまで、随時いじめ防止対策委員会を開催し、解消に向けた指導支援の経過の確認と指導支援に係る方策等の検証を行い、必要に応じてそれらを改善する。また、必要に応じて、市の各関係機関や警察などとも連携しながら対応する。
- ④ 加害生徒には、自らの非を理解させ、行為の責任を自覚させるとともに、その生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、成長を支援する。
- ⑤ 触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察等の関係機関と連携して対処する。
- ⑥ いじめが解消した後も、必要に応じて、生徒の言動に注意を払うなど観察を継続しながら、保護者と連携して対応する。
- ⑦ 卒業後は、被害生徒やその保護者の思い・考えを十分理解したうえで、その進学先等への引き継ぎを必要に応じて行う。

(5) 職員研修の充実

① 指導力の向上

県や市が主催する研修会等に参加するなど、その指導力の向上を図る。

② 校内研修の充実

いじめの防止、早期発見、適切な対応のための研修など、年間計画に位置づけて実施する。

2 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

保護者と学校が一体となった学校づくりを推進する。また、学校いじめ防止基本方針およびそれに基づくいじめの防止等に積極的に取り組む。

(2) いじめへの対応

保護者との連絡を密にして、生徒の些細な変化や悩みを早期に把握し、保護者と連携しながら、その解決に取り組む。

3 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

学校運営協議会において、学校いじめ防止基本方針およびそれに基づくいじめの防止等に係る取組について承認を得て、その取組を推進する。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会>

学校におけるいじめの防止およびいじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

【構成員】

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、児童生徒支援加配、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等（必要に応じて、学級担任や部活動顧問などを招集する。）

【いじめ防止対策委員会の果たす役割】

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること
- ③ いじめが疑われる事案に対する対応に関すること
- ④ いじめの解消に関すること
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針やそれに基づく年間計画、取組等の作成・実行・検証・修正に関すること

(別添3)

ストッパいじめ行動計画 高島市立高島中学校

わたしたちは、いじめを しない させない 見逃さない

教員（いじめは絶対許しません）

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 道徳教育および人権教育の充実を図り、正義感や思いやり、友情、寛容さを育みます。
- 一人ひとりの違いに気づき、多様性を認め合い、互いに支え合うことができる学級や集団づくりに努めます。
- 日頃からあらゆる機会をとらえて、積極的に生徒とコミュニケーションを図るなどして、信頼関係づくりに努めます。

未然防止と早期発見に努めます

- 些細な変化を見逃さないように、毎学期、教育相談を行います。
- いじめを見逃さぬよう、毎学期、生徒および保護者へのアンケートを行います。
- 毎月の情報交換会を通して情報共有を図るとともに対応方針等を決定して対応します。

職員研修の充実を図ります

- いじめの防止等に係る研修会等に積極的に参加します。
- いじめの防止等に係る研修会や道徳教育・人権教育に係る研修会を計画的に実施します。
- 情報リテラシーや心理に係る専門家と連携し、研鑽を重ねます。

指導体制の強化に努めます

- 随時、「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの防止等に組織的に取り組みます。
- 「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、組織としていじめを認知し、対応します。
- 必要に応じて、子ども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携して対応します。

説明責任を果たします

- 通信やホームページで、学校の方針、取組、学校の様子を発信します。
- 被害生徒および加害生徒の保護者には、報告を行い、理解と協力を求めます。
- 必要に応じて、保護者会等を開催し、報告と説明を行います。

子ども（いじめは絶対しません）

いじめのない楽しい学校をつくります

- いじめの撲滅を宣言します。
- 挨拶・正しい言葉遣いをします。
- ルールやマナーを守ります。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 学級目標を達成するために協力します。
- 自分の役割を果たします。
- 生徒会行事などを成功させます。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 授業をしっかり受けます。
- うそをつきません。
- 困ったら相談します。

保護者（いじめをしない子に育てます）

子どもを見守り、向き合います

- 子どもとコミュニケーションをとり、変化を見逃しません。
- いじめをしないことを指導します。

学校と協力し解決にあたります

- 気になることは学校へ連絡・相談します。
- 先生に思いを率直に伝えます。

令和7年度 ストップいじめ年間計画（高島市立高島中学校）

月	教職員・児童生徒の取組や活動	保護者・地域の取組や活動
4月	☐ 情報交換、指導記録の引継【職員会議・学年委員会】 ☐ いじめ対策に係る共通理解【職員会議】 ☐ いじめ対策会議編成【職員会議】 ☐ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり	▲いじめ対策についての協議【役員会】 ◆いじめ対策についての協議【学校運営協議会】 △学校いじめ防止基本方針をHPで確認
5月	☐ いじめ対策に関する研修【校内研修】 ●いじめを許さない学校づくり【学級活動・生徒会活動】 ■第1回いじめ・SOSアンケート(生徒)・教育相談	■第1回いじめ・SOSアンケート(保護者)
6月	☐ ○体育祭を通した集団づくり、人間関係づくり【体育祭】 ■●修学旅行・職場体験で生き方を学ぶ ■第2回いじめ・SOSアンケート・教育相談	△◇体育祭への参加・参観【体育祭】
7月	☐ 生徒の意見の集約【学校評価】	☐ 保護者の意見の集約【学校評価】 △学年毎の現状の確認と話し合い【保護者会】 ◇学校の現状と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
8月	☐ 1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議【職員会議・校内研修】 ☐ ○体育祭の反省、文化祭の計画を通した集団づくり、仲間づくりを進めるための手だての協議【生徒会役員会】 ☐ ○新学期に向けた学級づくり【学級活動】	▲いじめ撲滅に向けての家庭や地域の取組に関する協議
9月	☐ ○文化祭を通した集団づくり、人間関係づくり ■第3回いじめ・SOSアンケート・教育相談	△◇文化祭への参加・参観【文化祭】
10月	☐ ○教育相談週間の実施	
11月	☐ ○いじめ撲滅運動【生徒会・学級活動】 ☐ ○生徒や保護者の意見の集約【学校評価】 ■第4回いじめ・SOSアンケート・教育相談 ■○△安全なネット利用のための講演会	■第2回いじめ・SOSアンケート(保護者)
12月	●いじめ撲滅推進活動(人権週間) ☐ ○人権意識啓発のための取組【学級活動・道徳】 ☐ ○新しい生徒会組織の確立とよりよい学校づくり【生徒会選挙】	◇2学期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
1月	☐ ○新年度に目標をもった学級づくり【学級活動】	
2月	■第5回いじめ・SOSアンケート・教育相談	■第3回いじめ・SOSアンケート(保護者)
3月	■1年間の反省と次年度に向けた指導の方向性の確認 ☐ ○情報交換指導記録の引継【小中連絡会・中高連絡会】	◇1年間の反省と次年度の取組についての協議【学校運営協議会】
年間を通して	☐ 教職員による朝のあいさつ運動【毎日】 ■休み時間・昼休みの校内巡視【毎日】 ■学年の指導についての意見交流会(校長・教頭・生徒・指導主事・学年主任・児童生徒加配等)【生徒指導委員会】 ☐ ○情報交換会(全教職員)【職員会議】 ☐ ○いじめに関わる心に響く講話【学級活動】 ●生徒会による朝のあいさつ運動【随時】 ☐ ○いじめをなくすための取り組み【生徒会】	▲家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ごはんへの取組【毎日】 △授業や休み時間の過ごし方等の参観【学校開放日】 △◇朝読書への参加(見守り)【随時】

□教職員の取組や活動 ○生徒の取組や活動 △保護者の見守り ◇地域の取組や活動
 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)